平成３０年度における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の締結実績の概要

令和 元 年　５月１６日
国立大学法人名古屋大学

国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律（平成１９年法律第５６号。以下「環境配慮契約法」という。）第８条第１項の規定に基づき，平成３０年度における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の締結実績の概要を取りまとめたので公表する。

１．平成３０年度の取組

環境配慮契約法及び国及び独立行政法人等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する基本方針（平成２６年２月４日閣議決定。以下「基本方針」という。）に基づき，可能なものについて温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約（以下「環境配慮契約」という。）を締結した。

２．環境配慮契約の締結状況

基本方針で環境配慮契約の具体的な方法が定められている①電気の供給を受ける契約，②自動車の購入及び賃貸借に係る契約，③船舶の調達に係る契約，④省エネルギー改修事業に係る契約，⑤建築物の設計に係る契約並びに⑥産業廃棄物処理に係る契約のうち，⑤及び⑥について，以下のとおり環境配慮契約がなされた。

⑤建築物の設計に係る契約

設計業務１件について，温室効果ガス等の排出の削減に配慮する内容を含む技術提案を求め，総合的に勘案してもっとも優れた技術提案を行った者を特定する環境配慮型プロポーザル方式を採用した。

⑥産業廃棄物に係る契約

産業廃棄物処理業務２件について，入札参加者の環境配慮の取組状況により入札参加資格を制限し，契約を締結した。

３．その他の環境配慮契約に係る事項

環境物品等の調達にあたっては，国等の環境物品等の調達に係る法律第７条第１項の規定に基づき「環境物品等の調達の推進を図るための方針」を定め，周知している。